

催物(イベント)開催制限(～4月末)

区分(別紙2)	人数制限・条件等
大声での歓声・声援等 な し	「5,000人」又は 「収容定員の50%以内」のいずれか大きい方
大声での歓声・声援等 あ り	収容定員の50%以内※ただし、参加者の位置が固定されている場合は、異なるグループ間では 座席を一席は空けることとしつつ、同一グループ(5名まで)内では座席等の間隔を設ける必要はない
地域の行事、 全国的・広域的なお祭り、 野外フェス等	「十分な人ととの間隔(1m)」が設けられ、かつ、「当該間隔の維持」が可能であるもの

○別紙1の感染防止対策の徹底を行うこと。

○全国的な移動を伴うイベント又はイベント参加者が1,000人を超えるようなイベントを開催する場合は、県に事前相談をしてください。

(変更点)

- ・制限期間が4月11日までであったところ同月末まで延長されたこと
- ・人数制限の上限1万人が撤廃されたこと